

子どもの権利保障のために 弁護士は何をしてきたか

—子どもの委員会20年の歩み—

弁護士と子どもたちがつくるお芝居「もがれた翼」が間もなく20周年を迎える。

その間、「もがれた翼」では、毎年、学校問題、少年事件、子どもの虐待問題など、子どもたちをめぐる様々な問題を取り上げて、わかりやすい形で問題提起をしてきた。そして、お芝居で上げられた子どものシェルターや司法面接が実現されるなど、多くの成果に結びついている。

今年5月12日、「もがれた翼」の歩みを振り返りながら、子どもたちをめぐる諸問題への弁護士の取組みを紹介するシンポジウムが開かれた。本特集では、そのシンポジウムを基調として、「もがれた翼」を軸に、子どもたちをめぐる諸問題に対する弁護士の取組みを整理していただいた。

(伊藤 敬史)

1 はじめに

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員長 野田 美穂子 (43期)



去る5月12日に開催されたイベント「『もがれた翼』20周年に向かって」(於：小岩アーバンプラザ／主催 東京弁護士会、共催 社会福祉法人カリヨン子どもセンター)。

ひょんなことから急遽開催となったにもかかわらず、140名もの方々にご来場いただき、和やかな、しかし、深刻な権利侵害状況にある子どもたちのために奮闘し続けようとする弁護士・市民の志や熱意溢れる素敵な会となった。

1994年の子どもの権利条約の批准を機に、子どもの人権と少年法に関する特別委員会がはじめた子どもたちと弁護士とで作るお芝居「もがれた翼」は、以来毎年上演を続け、本公演18作・特別公演4作と、その数、実に22作にのぼる。ずっと前を向いて走り続けて来て、振り返る間がなかったが、気づいてみたらこんなにたくさんの作品を作り上げていた。よくもまあこれだけ続けてきたものだと、自分たちのことな

がら感嘆してしまう。

今年20周年を迎えるにあたり、これまでの珠玉(?)の名場面を編集した映像を見ながら、委員会の弁護士の活動を振り返り、今後の課題を語る…まさに委員会20年の活動の歩みの総ざらいの会と相成った。

お芝居で伝える試み

～「もがれた翼 パートゼロ 虚構の爆音」

子どもの権利条約発効記念・子どもたちと弁護士とで作るお芝居「もがれた翼」は、1994年9月からスタートしたが、実は、子どもの権利に関する今日的問題を、お芝居を通して市民のみなさんに知ってもらおうという試みは、その少し前から始まっていた。

1994年1月に東京弁護士会で立ち上げた少年事件当番弁護士制度。犯罪を起こして逮捕された子ども、少年鑑別所に送られる子どもは、そのほとんどに弁護

士がついておらず、警察や裁判官のまえてひとりぼっちで耐えなければならない状況にあった。その子どもたちに寄り添う弁護士が必要であるとの思いから、少年事件当番弁護士制度をつくり、しかも、弁護士費用は、弁護士会の会員の会費から集めた基金から支払うものとし、子どもたちがお金の心配なく弁護士を派遣出来る制度を構築したのである。

この制度を、広く市民・子どもたちに、特に日頃パンフレットや講演会を見ない子どもたちに知ってもらうには、どうすればいいのか？と思案していたところ、当時委員長であった斎藤義房会員（現東弁会長）が「芝居をしたらどうか？」と発案し、それはいいということになった。こうしてシンポジウムで上演されたのが構成劇「虚構の爆音」であった。

少年事件のえん罪を取り上げた構成劇「虚構の爆音」は、当時委員だった小山達也会員が脚本を書き、少年事件を起こした子どもたちには高校の演劇部の生徒さんたちに参加してもらい、登場する大人はすべて素人の弁護士たちが演じた。普段温厚な弁護士が、声を張り上げて子どもを脅しつける刑事を演じたり、刑事に怒鳴りつけられてすくんでしまう母親役をやったりと初めての体験をする中で、私たち委員には、さまざまな困難を抱える子どもたちや市民のみなさんとともに歩いていく、それこそが私たちの目指すものではないかという大きな希望が生まれた。

まさに「虚構の爆音」は、「もがれた翼」の原型、「パートゼロ」であった。

「もがれた翼」誕生秘話

子どもの権利条約は、子どもたちを一人の人間としてその人権を尊重する、生きる権利、成長発達する権利、遊ぶ権利、学ぶ権利等さまざまな権利を保障していくという内容の条約である。子どもたちの権利保障のために尽力してきた人々の悲願の結実であった。

ところが、日本では、こんな権利を認めたら子どもたちをわがままにするとか、飢餓や内戦で苦しんでいる国の子どものためのもので日本には関係ないという誤解が巷に多く存在していた。私たち弁護士が活動の中で出会った子どもたちは、権利を侵害された状況のなかで喘ぎ苦しんでいる。日本の子どもたちが、どんなに追い詰められ苦しんでいるか、どんな現実直面させられているのか…この事実を多くの人に知らせていかなければならない。そうしなければこの国の子ども観はかわらない。このようなメッセージを社会にわかりやすく伝えるには、どうしたらいいのか。「また芝居をやろうじゃないか！」

その年のテーマは、学校教育の中で苦しんでいる子どもたちの人権問題。そして、弁護士会が初めて取り組み始めた児童福祉、児童養護施設の子どもの人権問題。このふたつを取り上げるようになった。

学校問題を取り上げた脚本を書いたのは末吉宜子会員で、作品のタイトルは、後にパート1と冠される「もがれた翼 なぜ退学なの」であった。「もがれた翼」は、奪われた子どもたちの人権を実によく表現している。これを、ひとつのお芝居のタイトルだけではなく、この芝居全体のシリーズのタイトルとして使わせてもらおうということになった。これが「もがれた翼」シリーズの誕生であった。

走り続けた「もがれた翼」シリーズ

最初からシリーズにするという計画があったわけではない。毎年毎年、今年1年何をしたいとか、何を訴えていこうか、今何が課題なのか…と芝居を一本一本作ってきたら、20作を超えるシリーズになっていた。換言すれば、常に取り組まなければならない課題が存在し続けているということである。

走り続けてきた20年を振り返り、記録映像を編集したものを通して見ると、その足跡が浮かび上がる。

2 学校問題

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 三坂 彰彦 (43 期)



学校問題と「もがれた翼」

「もがれた翼」の中で、学校の中で苦しむ子どもたちを主たるテーマとして取り上げているのは、パート1『なぜ退学なの』、パート3『いじめの構図』、パート14『地図のない教室』である。これらの作品を抜粋したビデオを鑑賞した上で、学校問題に関する当委員会の取り組みの歴史を概観し、現在の課題を整理した。

学校問題の深刻化と、 子どもの人権救済センターの 電話・面接相談活動

当委員会が、学校に関する問題に取り組み始めたのは、『もがれた翼』の始まった1994年からさらに10年程前である1985年からであり、子どもの人権救済センターとして、「子どもの人権110番」という子どものための電話・面接相談活動を開始した。

もともと弁護士が子どもの問題にかかわるのは主に少年事件について、子どもが事件を起こしたということで逮捕されたり、あるいは家庭裁判所に送致されたりしたときに弁護人になったり、付添人になったりという活動だった。

しかし、1970年代の後半から校内暴力が社会問題化する中、校則、体罰、退学処分等を通じて子どもたちを管理する管理教育が強化されるようになり、80年代には管理された学校の中での子どもの不登校やいじめの問題が注目されるようになる。こうした中で、学校の中で子どもの権利・人権が守られていないのではないかという問題提起がされ、1985年、日弁連の人権大会において「学校生活と子どもの人権」がテーマの1つとなった。こうして、この年から東弁でも、

弁護士が、少年事件だけでなく、学校問題やその他の問題の子どもの問題に関する相談活動に取り組む必要があるということで子どもの人権救済センターの相談活動が始まった。

その後の相談活動の大きな変化としては、相談時間帯の変化がある。それまで、平日の午後の時間帯に実施していたが、2004年からは、子どもたち本人が電話しやすいのでないかということで平日の夜間5時から8時までの時間と、さらに土曜日の午後にも相談時間帯とした。後で触れる子どもシェルターを運営するカリヨンの設立とも連携することになり、相談件数も飛躍的に増えた。

現在、月に約100件もの相談が寄せられてきており、相談担当の弁護士約150名が相談対応をしている。

相談の内訳としては、学校関係が約4割で最も多く、学校以外で最近特に増えてきているのは、福祉・虐待の関係である。学校に関する相談の中で一番多いのはいじめの問題である。いじめの相談は月15件から20件ぐらいあり、いじめの相談が入らない日の方が少ない。また、もがれた翼パート1で取り上げていた退学（懲戒）の相談も毎月入っている他、近年は教師とのトラブルに分類できる相談が急増している。

いじめ問題への弁護士会の取り組み

このように学校をめぐる相談の中でも最も多いのがいじめである。もがれた翼もこうした実情を反映して、学校問題を取り上げた上記3作中2作がいじめをテーマとしており、いじめが社会問題化する度にもがれた翼でこれを取り上げてきた。

パート3「いじめの構図」は、1994年末に愛知県の東部中学校で大河内清輝君という中学生の男の子がいじめで自殺をするという事件が起き、マスコミで

子どもの人権110番

東京弁護士会子どもの人権救済センター
http://www.toben.or.jp/kodomo/

■電話相談 ☎03-3503-0110

月～金：13:30～16:30 17:00～20:00 土：13:00～16:00

■無料面接相談 ☎03-3581-2205 (面接申込)

水：13:30～16:30 土：13:00～16:00

も大きく取り上げられたことが契機になっている。このとき当委員会は、1994年の年末から翌年始にかけて24時間のいじめ電話相談を企画し、転送電話も使って24時間態勢での相談活動に取り組み多くの相談が寄せられた。

それからさらに約10年が経過した2006年、福岡県の筑前町の町立中学校でやはり中学生がいじめを苦にして自宅で自殺する事件を契機に連鎖的にいじめによると思われる自殺事件が相次ぎ、このときもマスコミで大きく取り上げられた。このときには、当委員会で「いじめ緊急アピール」をまとめて記者会見をしますマスコミで取り上げてもらい、やはりいじめの電話相談ということで電話回線数と担当人員を増やして相談対応にあたった。このときは、1週間ほどの間に200件近くの相談が寄せられている。このときの事件を契機としたのが、もがれた翼パート14『地図のない教室』である。

近年の取り組みとして、大きな事件が起きる前に予防的な取り組みをしたいということで、2008年から、弁護士が都内の小中学校に出掛けていって「いじめ」をテーマとする出張授業を行うという取り組みを三会共催の取り組みとして5年間続けて実施してきている。昨年2011年で40名弱の弁護士、小中学校の約1800名の子どもたちに対して各教室で授業の形式で「いじめ」をテーマとする授業を実施した。

現在の学校・教育における課題

学校教育における子どもの権利・人権の状況に関しては、当委員会が正面から取り組みを始めた1985年以降どれだけいい方向に変わってきたのかというと、総体としては否定的な評価をせざるを得ず、近年より後退させられている面もあるという現状がある。特

に2000年になってからの「教育改革」によって、子どもたちが学校でますます息苦しくなる状況が広がっているのではないかな。

1つは、学校自由選択制が2000年代に入ってから取り上げられ、これと学力テストが組み合わせられ、学校間での学力競争が加速され、児童生徒の集まりが悪く定員割れになった学校は統廃合していくという「教育改革」がどんどん進行しているという現状がある。こうした中で子どもたちも学校や家庭の中で学力競争を強いられる、勉強をして競争させられるというストレスの高い状態に置かれている。

もう1つは、学校での「管理」が様々な面で進行している。教育委員会が各学校の校長を管理し、各学校の校長が教師たちを管理する。教師に毎年度ごとにクラスの子どもの成績や部活動等での数値目標を出させ、それを満たさない教師は低い査定評価をして給与に反映させたり、意に反する人事異動をされたり、場合によっては処分されたり等の事態が進められ、教師たちは管理に縛られ、子どもに向き合って学習権等の子どもの権利を保障する余裕がなくなっている。

今現在、一番問題になっているのは、去年2011年から起きている大阪での教育基本条例による教育改革の動きがあり、露骨に学校を競争させて統廃合するとともに、教師たちへの管理を強めていこうとする内容になっているが、この大阪の動きが東京の教育改革の動きをさらに加速させる恐れが出てきている。

こうした「教育改革」は結局子どもたちに跳ね返ってくるもので、子どもたちが学校の中で自由に伸び伸びと勉強していくことを妨げる動きであると言わざるを得ない。このような動きをきちんと取り上げ、問題にして、逆に、子どもたちの権利・人権を保障する活動をさらに広げていくことが求められている。

3 少年司法

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 川村 百合 (49 期)



少年法「改正」ともがれた翼

イベントでは、パート4「凍りつく声」、パート12「ひとりぼっち」、特別公演「とびらを開いて」の映像を観ながら少年法「改正」問題を振り返ったが、実は、もがれた翼シリーズでは、少年法「改正」問題を主題としていなくても、ほとんどの作品の中に、少年事件の付添人が登場する。いじめ、虐待、貧困などを主題とする場合にも、それらを背景として非行という形で少年がSOSを出して初めて、われわれ弁護士がその子に出会うことになることが多いからである。

「凍りつく声」は、私が弁護士になって1年目、初めて観た「もがれた翼シリーズ」であった。弁護士がやるお芝居なんて学芸会の延長のようなものだろうと高をくくっていたが、予想外の感動に涙を流すことになった。それは、演技力の高さという技術的な面のみならず、その内容の持つメッセージの強さに心打たれたからである。少年事件の背景に、両親の不和や学校でのいじめや虐待があるということを頭で学び始めたばかりだった私の心にストンと落ちるような、机上の知識ではない実感を与えてくれるようなリアルな力が、もがれた翼にはあったのである。

もがれた翼の持つメッセージ性に、新人弁護士の私は大きく影響を受け、翌年の検察官関与と制度の問題点を取り上げた「プライド」で初の舞台を踏むと共に、舞台以外の場でも、少年法問題はもちろん、広く子どもの権利擁護活動を自分のライフワークとすることになった。

少年法の理念とその変容

少年法の理念・目的は少年の成長発達権保障にあ

る。条文上は、「少年の健全育成」が少年法の目的であると規定されているが（少年法1条）、この規定の仕方は少年を権利の主体として見るのではなく、保護の客体と見るニュアンスがあり、今では少し古い考え方と言える。子どもの権利条約の批准を経て、今では、少年法の理念を少年の成長発達権保障という観点から捉え直すべきであるという考えがもはや常識となっている。

少年の成長発達権保障とは、少年が未来に開かれた可能性を秘めており、試行錯誤を繰り返しながら成長してゆく過程にあることを前提とし、教育的・福祉的対応によって、非行に陥った少年が再び非行に走ることなく、自らの力で立ち直り生きてゆくことを支援することに他ならない。少年が非行に至る背景には、成長過程の中での虐待やいじめの被害者となった体験や貧困など負の体験があることが多く、それが自己肯定感を低下させ、人格の未熟さや歪みを生み、非行につながっている。したがって、厳罰化では少年犯罪を予防することはできない。「育て直し」こそが少年の更生につながるし、ひいてはそれが社会の安全にもつながる。

ところが、しばしばマスコミを通じて、少年非行が急増・凶悪化・低年齢化しているという誤った情報が垂れ流され、「少年非行が急増・凶悪化しているのは少年法が甘いせいだ」という実証的な研究を欠く議論が展開されて、2000年以降、少年法は立て続けに「改正」されていった。

2000年の「改正」により、検察官関与制度の導入、原則逆送規定の創設など、少年法の厳罰化が始まった。それ以降、少年法の理念を守ることがないがしろにされ、家庭裁判所の裁判官や調査官の変質・変容を指摘する声が多くある。

そして2007年に、触法少年（14歳未満の少年）に

対して、警察に調査権限（実質的な捜査権）が付与されたこと、小学生でも少年院に送致できるようになったことなど、少年法の「改正」がさらに進んだ。

さらに2008年には、被害者等による審判傍聴の制度が導入され、審判の場が、少年の糾弾の場になり、少年の健全育成に反する結果となった事例なども報告されている。

これらの「改正」の動きを前にして、日弁連も東弁も、全力で「改正」に反対する運動を展開してきた。もがれた翼でも2007年「改正」を前に、パート13「スペクトル」では、「ぐ犯の疑い」のある少年に対する警察調査権限まで導入されようとしていた法案の問題点を指摘した。2008年「改正」を前に、特別公演「考える勇気」では、被害者の審判傍聴の問題を描いた。そして、いずれの「改正」においても、東弁や日弁連の運動が少しは奏功して、国会審議の過程で若干の修文が施され、原案より少しはましな法律になった。

全面的国選付添人制度の実現へ向けた運動

少年法「改正」阻止の運動は、守りの姿勢であり、消耗する闘いであった。

一方で、われわれは、もっと前向きに、少年法をより良くするための「真の改正」を目指して、永年にわたり活動してきた。それは、少年鑑別所に収容されたすべての少年に国費で弁護士が付添人に選任される制度（全面的国選付添人制度）の実現を目指した運動である。

2001年2月に福岡県弁護士会が、弁護士会独自の制度として「身柄全件付添人制度」を立ち上げたのに遅れて3年半、産みの苦しみはあったものの、

東京三会は2004年10月から東京家裁本庁管内で、2005年4月から八王子支部（当時）管内で、「当番付添人制度」（全件付添人制度と言っても同義）を立ち上げた。

その後、当番付添人制度は徐々に全国に広がり、日弁連は、2007年11月に浜松で行われた人権擁護大会で「全面的な国選付添人制度の実現を求める決議」を採択し、運動を強化することになった。この2007年の人権擁護大会第1シンポジウムにおいて、「もがれた翼劇団」は付添人活動を描いた「ひとりぼっち」第1部の特別公演を行い、全国デビューを果たしたのであった。これを機に、もがれた翼のメッセージ性が全国に知られるところとなり、その後も特別公演の依頼が引きも切らない。

そして、2011年頃から、運動の成果が実を結び、与野党を問わず国会議員の理解が得られるようになってきた。法務省もようやく動き出した。

しかし、2012年3月から法務省内で開催されている意見交換会での検討状況は楽観できない。全面的国選付添人制度の実現に留まらない少年法「改正」の危険性をはらむものとなっているからである。とりわけ、国選付添人制度の対象事件を拡大するなら検察官関与対象事件も拡大しなければならないという意見が幅をきかせる危険性がある。

少年が真実を語るのは、決して、「嘘をつくな」と厳しく問い詰められたときではない。自分に寄り添い、一緒に将来のことを考えてくれる大人が現れたと感じることができ、その大人が聞く耳を持って、少年の言葉を受容する姿勢を示していると感じることができたときに初めて、少年は真実を語り始めるのである。これはパート4「凍りつく声」やパート5「プライド」で描いてきたメッセージであるが、このことを、今こそ社会に訴えていきたい。

4 子どもの権利保障のために 児童虐待

子どもの人権と少年法に関する特別委員会事務局長 掛川 亜季 (54 期)



子どもの福祉と「もがれた翼」

子どもの福祉（児童虐待等）をテーマとして上演した「もがれた翼」は、パート2「和子6才、いじめで死んだ」、パート6「Help me～誰か愛して～」、パート15「LINK～あなたが立ち上がるまで～」の場面を切り取った映像を鑑賞した後、野田美穂子委員長が坪井節子委員のインタビューに答えて、以下のとおり当委員会の児童虐待についての歩みを振り返った。

このほか、以前子役としてもがれた翼に出演し、現在は舞台女優となられた末吉慶子さん、社会福祉法人カリヨン子どもセンターの職員として子どもたちに関わられている門田純さんにもご登壇いただき、当時の思い出や現在の生活などをお話いただいた。

福祉部会の設立

パート2「和子6才、いじめで死んだ」を契機に、当委員会の中に福祉部会ができた。守ってもらうはずの親から虐待されて、保護されて、そして施設に来たという子どもたちが、また施設の中で非常に辛い環境に置かれている。物的にも人的にも不自由な中で過酷な生活を強いられているという現実を知って、これはおかしいと思った。やはり子どもの人権保障というところからきちんと立って、現状を変えていく、そういう力を私たちが果たさなければいけない。そういう思いで福祉部会ができた。

ただ、そうは言っても、当時まだ弁護士が児童福祉の現場にかかわるということではなかったことから、いったい弁護士の私たちに何ができるのか、途方に暮れる状態だった。しかし、まずは現実を知るとい

うところから始めようということで、外に出ることを心掛けていった。児童福祉施設に出掛けて行って、施設の人の話を聞き、そして子どもの話を聞いた。それから児童相談所に出掛けていく。それから、市民の方、民間で虐待を受けた子どもたちを支えている人たちと一緒に協力していく。そういうことを心掛けて、連携を作っていった。

児童相談所との連携

当時、児童相談所は別に弁護士に来てほしいとは思っていなかった。来たら、きっと弁護士に怒れると思っていたと思う。都内の児童相談所に、弁護士が、児童相談所の子どもを支える活動に力を貸したい、何かお困りのことがあったら一緒にやりたい、どうぞ相談ください、という売り込みをした。一斉に、都内の全児童相談所に連絡をしたと思う。こんな弁護士がいます、無料で相談に乗ります、一緒にやりましょう、ということ呼び掛けた。

その中で、児童相談所が頑張ろうと思ってもなかなか乗り越えられない法的な壁や、いろいろ抱えている問題を一緒に相談に乗っていくことができ、信頼関係が少しずつできてきた。そして継続的に取り組んでいくことになり、やがては東京都の全児童相談所に協力弁護士、非常勤弁護士という形で、弁護士が入って一緒に支援するという関係ができた。

法改正への運動

現場に入っていくことによって虐待という問題を直接見聞きするようになる。そうした中で、法律というもの、あるいは制度の不足を感じるようになり、法改正にも尽力してきた。

現場の問題を実際に体験で積み重ねていく中で、弁護士として、最終的にいろいろな法制度につなげていくことが重要である。この流れの中で児童虐待防止法ができ、児童福祉法が改正され、今般、民法の親権の見直しにもつながった（改正民法は、本年4月から施行されているが、親権行使は子の利益のために行うことが明確化された他、親権の一時停止制度や親権喪失の要件見直し等、児童虐待対応に柔軟に対応しやすくなったものと評価できる）。かなり精度の濃い20年だったと思う。

現在の子どもの福祉の課題

20年前に比べれば、もう比べものにならないくらい制度はいろいろ整備されてきている。しかし、一方では皆さんが毎日見聞きするように、悲惨で深刻な虐待はどんどん増えている。社会不安もこれだけ大きくなると、頑張っても頑張っても、さらなる課題ができてくるという感じがする。

規制の抑止力からこぼれた子どもたちをシェルターでというように、いろいろ受け皿は増えてはいるが、まだまだやらなければいけないことが次々に出てしまうというのが現状である。気が遠くなるが、ただ、最初の出発点にあった、子どもの人権保障、権利保障の問題というところを忘れないようにしないとけない。虐待された子どもはかわいそうだ、何とかしてというような問題ではないということを社会の一人一人が覚悟をして問題に向き合えるか、ということ突き付けられていると思う。

広がる児童福祉分野の活動

児童福祉分野は児童虐待の対応のみにとどまらな

い。広く家事手続にもたくさん子どもたちが関係している。

昨年の東日本大震災の発生により、親を亡くした子どもたちへの法的保護として未成年後見制度がにわかに脚光を浴びることとなった。折しも本年4月の民法改正で、従前未成年後見制度では認められていなかった複数後見人や法人後見、複数後見の場合の財産管理権限の分掌等が定められ、弁護士後見人の活躍の可能性が増えた。これまでは未成年後見に特化した弁護士選任態勢が当会ではなかったが、未成年後見人は、成長発達していく子どもの身上監護面に配慮する等、成年後見人と異なる視点での専門性が求められる。そこで、未成年後見制度について検討するPTを立ち上げ、あるべき専門性や専門職後見人の活用等の検討をしている。

また、離婚に伴う親権指定や面会交流、親権者変更等、子どもに大きな利害関係を有する法的手続について、これまで子どもが手続の進行や内容を知り、意見を表明する権利が確保されていたとは言い難い状態であった。しかし、来年1月より施行される家事事件手続法において、子どもの意見聴取の規定が整備されるとともに、子どもが利害関係参加をし、子どもの手続代理人（弁護士に限られる）の選任がされうる等の重要な規定が盛り込まれた。子どもの権利保障について非常に重要な制度変更であり、家事事件手続法に関するPTを立ち上げ、制度周知や活用の方法等が鋭意検討されている。

このように児童福祉分野は広がりを見せている。子どもたちに寄り添い、共に考え支援する活動がより広くかつ充実してなされるべく、日々努力を続けている。

5 子どもシェルターの活動

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 坪井 節子 (32 期)



もがれた翼から生まれた子どもシェルター

日本で初めての子どもシェルターは、もがれた翼のお芝居から生まれた。2002年9月に上演された、もがれた翼パート9「こちら、カリヨン子どもセンター」である。

虐待を受け、見捨てられた、ひとりぼっちの子どもたちが、放浪し、非行に陥り、心身や性を傷つけられている。何故日本には、十代後半の今晚帰る家のない子どもたちのシェルター、緊急避難場所がないのか。そうした子どもたちを安全に避難させ、手作りの食事を一緒に食べ、ゆっくり休ませて、見守ってくれるシェルターがほしい。そうしたら私たち弁護士は、子どもの代理人として、子どもの話に耳を傾け、親と交渉し、児童相談所や福祉事務所と協力しながら、子どもたちが生きていくことのできる環境を探す活動をする事ができるのに。

簡単にできることではないとはわかっていたが、今、困難を抱えている子どもたちに、シェルターのニーズがあることを、多くの市民に問いかけてみようということで、「こちら、カリヨン子どもセンター」のお芝居作りとなった。

子どもの人権擁護活動に従事する弁護士が働く法律事務所がある。虐待や非行のために、居場所を失った子どもたちが助けを求めてくる。弁護士は子どもたちをシェルターに案内する。そこでは、24時間スタッフが待機し、子どもを迎え入れてくれる。苦しさのあまり精神症状を呈する子どものために、医師やカウンセラーも駆けつけてくれる。弁護士は子どもの代理人として、子どもの希望を聞きながら、親との関係調整をしたり、児童福祉施設を探す。そのようなストーリーだった。

初めは、小さな夢を舞台に乗せたというつもりだっ

た。しかし芝居を作っていく過程で、関わった弁護士たちの間で、本当にこういうシェルターがあったら、自分が助けることのできなかった子どもを救うことができたのに、という話が交わされるようになった。上演後の観客アンケートに、「日本にこのようなシェルターがないとは思わなかった。ないのなら、作るべきです。」「私のそばにも、シェルターを教えてあげたい子どもがいます。」等々の意見がたくさん寄せられた。児童相談所や児童養護施設の職員だった人たちが、「相談に来たけれど、家に帰すしかなかった16歳、17歳の子どもがいた。一時保護所に彼らを入れる余地はなかった。」「児童養護施設を出ていったあと、仕事が続かず、アパートを追い出された子どもが訪ねてきても、泊めてあげる場所はなかった。」などの声も寄せられた。

芝居の打ち上げの席で、本当に子どもシェルターを作ろうという声があがった。夢を夢のままでおいておいたら、夢で終わってしまう、一步を踏み出そうという掛け声のもと、子ども支援の現場にいる様々な人々が、かなわぬ夢と諦めてきたシェルターが、お芝居の舞台を契機に、具体的なビジョンとして、共有されたのだ。

すぐに、弁護士、児童福祉関係者、市民など、多職種、多機関の市民が集い、カリヨン子どもセンター設立準備会が結成され、それから1年半、毎月会議が開かれた。シェルターの規模、場所、スタッフ、財源、親権者との交渉を担う子ども担当弁護士、相談窓口、児童相談所との連携などについて、喧々諤々の議論がなされ、構想がまとまっていった。

もがれた翼10周年をとりあげた新聞記事に、カリヨン子どもセンター準備状況が載り、寄付を募ってくれた。もがれた翼パート10「ただいま。」では、子どもシェルターを舞台に繰り広げられる、子どもたちの苦しみと、これに寄り添おうとする大人たちの格闘が

描かれ、市民の関心を集めていった。思わぬ寄付や不動産情報が寄せられ、スタッフ希望者があられ、弁護士会の子どもの人権救済センターとの協力態勢も整った。

こうして2004年6月、NPO法人カリヨン子どもセンターが設立され、子どもシェルター「カリヨン子どもの家」が開設されたのである。もがれた翼パート11「響け、カリヨン」、実際にシェルターにやってきた子どもたちの、想像を絶する辛い人生をモデルに、子どもと大人が共に生きていこうとする、感動的な舞台が作られている。

自立援助ホームの開設

2005年4月、シェルターを出たあと、家庭に戻ることなく、就労して自立をめざそうとする子どもたちを支援する必要性に対応するために、男子専用自立援助ホーム「カリヨンとびらの家」が開設された。

シェルターに避難してくる子どもの75%は女の子だった。パート12「ひとりぼっち」では、女子専用自立援助ホームがほしいという願いをこめて、30年後に、ようやく「カリヨンタヤけ荘」が完成するというお芝居を作った。ところがその直後、もう一件自立援助ホームを作らないかという話が舞い込み、奇跡のような経過を経て、2006年3月、「カリヨンタヤけ荘」が本当に開設されたのである。

子どもシェルターでの課題発見と もがれた翼

その後も、少年非行、虐待のみならず、教育問題をテーマにする芝居でも、カリヨン子どもセンターのシェルターは、もがれた翼のどこかに必ず関わってき

た。シェルター運営の中で、子どもたちを取り巻く課題、制度上の不備が浮かび上がってきたのだ。

カリヨンでの司法面接室の開設、多機関連携のあり方、デイケアセンター「カリヨンハウス」の活動もテーマとなった。

シェルターに避難する時期は去ったけれど、就労も通学もできない、心の傷を抱えた子どもが暮らす場所が必要だという次の夢を描いたパート18「私のあした」を契機に、法人内に「ハーフウェイホーム実現プロジェクトチーム」が設置され、研究を開始した。まさに、もがれた翼と共に歩み、育ってきたカリヨン子どもセンターである。

子どもシェルターの全国展開

カリヨンのシェルターに避難してきた14歳から19歳の子どもは、延べ210名を超えた。

シェルターを必要としているのは、東京の子どもだけではない。全国各地から、子どもはシェルターに避難してきた。そして各地で、子どもシェルターを地域に作ろうという動きが起き始め、神奈川、愛知、岡山、広島、福岡、京都と、開設が続いている。札幌や和歌山、高知などでも、準備が始まっている。

子どもシェルター全国ネットワーク会議が組織され、厚労省や都道府県への働きかけを続けた結果、日弁連の「子どもシェルターの制度化をめざす意見書」を契機に、2011年度、子どもシェルターは、児童福祉法上の児童自立援助事業（自立援助ホーム）の特別な形態として、認可を受けられることとなったのである。全国ネットでは、ひとりぼっちで居場所を失い、生きる希望を失ってしまう子どもが、ひとりでも少なくなるよう、都道府県にせめて1か所ずつ、子どもシェルターが開設される日をめざしている。

6 子どもの権利保障のために
司法面接

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 一場 順子 (46 期)



司法面接と「もがれた翼」

もがれた翼パート17「雨の記憶」では、司法面接を取り上げた。司法面接とは、性虐待などの被害に遭った子どもに対し、専門の訓練を受けた面接者が、子どもの認知能力等を確認しながら、ルールにのっとって事実を聞き取っていくものである。面接の様子を録音録画することによって、原則1回で終わるようにする。また、そのケースに関係する諸機関がバックルームで面接をチェックし、追加質問等をだすことなどによって、可能な限り必要な情報を得ることができるようにするとともに、早期に被害供述に即した適切な対処をしようとするものである。国連の子どもの権利委員会からも、子どもが何度も被害体験を思い出したり二次被害を受けたりすることを防ぐための制度をつくるよう勧告されており、日弁連も司法面接実現に向けた動きを始めているが、早期に全国的な導入が求められている。

カリヨン子どもセンターにおける
司法面接室の運営

社会福祉法人カリヨン子どもセンターは、昨年6月に司法面接室を開設した。「もがれた翼」で、「あったらいいね」と描いていた夢を一つずつ実現してきたもののひとつである。これまでに10件のケースについて子どもから話を聞いている。

司法面接室は、面接室とバックルームと、子どもに優しい環境の待合室という3つで構成されている。ささやかなものだが、アメリカのワシントンD.C.にあるセーフショア (Safe Shores) をイメージして作ったものだ。バックルームには、そのケースについて関係する諸機関の専門家が集まって、対等な立場で横

につながり連携していくことによって、子どものケースを解決していくということを理想としているが、まだ実現していない。ただ、現在でも、児童相談所の児童福祉司等の関係機関がバックスタッフとして参加することがある。現実には、今まで行ったケースのうち何件かは警察の捜査の資料に役立っていると聞いている。また、児童相談所の児童福祉司が子どもを親元に帰すかどうかの判断の材料にしたこともあった。

子どもに優しい環境とは、単に物理的環境だけでなくスタッフなど関わる大人のすべてが子どもに優しいということであり、そしてその中で自分の苦しい思いのたけを話した子どもたちはどこかほっとした様子で帰っていくように見える。

司法面接の具体的な実施方法

面接室にはインタビュアーだけが入って、面接のガイドラインにのっとって子どもと1対1で、面接する。この面接の様子を、カメラ2台で撮影し、それをDVDに録画し、申込機関にお渡ししている。

バックルームでは、面接室のカメラに接続している画面を通してリアルタイムで面接の様子をモニターできる。追加の質問をしたいときは、インタビュアーが途中でバックルームに来るので、そのときに追加できる。

子どもへの質問の仕方として、これまでの供述聴取や被害事実の確認などの方法と司法面接のインタビューの大きな違いは、司法面接では、はい・いいえという答えしかできないような質問ではなく、オープンな質問をして子どもの自由報告を聞くことに徹するということである。子どものケースを受け持っている担当者は、どうしてもこういった供述を得たいという目的が先にあり、それに沿った答えが出るまで聞く、もしくは誘導したりしがちである。しかし、カリ

ヨンの司法面接では、中立的な面接者が、子どもが自分で語りだすことを聴き、5歳の子どもでも、12歳の子どもでも、あなたから教えてもらうという子どもと対等な関係にたって話を聞くので、子どもはきちんとそれに答えてくれる。

司法面接室を利用した子どもたちの年齢は、5歳から18歳までであり、被害の内容は、性的虐待もあるし、第三者の強制わいせつのような事件もあり、子どもが一番言いにくい性質の事件がほとんどである。

公的な司法面接制度の実現に向けて

日弁連は、昨年8月19日に、子どもの司法面接

制度の導入を求める意見書を出した。これから法務省や厚生労働省や警察庁などの関係諸機関に声を掛けて、協議会等を開いていきたいと準備しているところである。

また、カリヨン子どもセンターでは、同じように司法面接の普及・研修に尽力している北海道大学の仲真紀子教授の司法面接支援室、神奈川の山田不二子医師が中心になっている子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク、など日本で司法面接の活動をしている方たちとの連携を考えている。これからどう実践していくかを話し合い、公的な司法面接制度が実現するよう、協力しながら進めていきたいと思っている。

カリヨン子どもセンターの 司法面接室

- A 面接室
(子どもは演技者, 被面接者ではない)
- B バックルーム
- C 待合室



7 もがれた翼

上演活動の経過と、パート19「教育虐待」上演に向けて

子どもの人権と少年法に関する特別委員会副委員長 佐藤 香代 (57 期)



もがれた翼シリーズとは

当会が主催する、子どもたちと弁護士がつくるお芝居「もがれた翼」シリーズは、1994年の子どもの権利条約の批准を機に、子どもに対する虐待やいじめ、少年非行などの人権侵害の実態と、子どもの人権をめぐる現代的課題を市民に広く知ってもらうことを目的に始まった演劇活動である。

東京弁護士会が行っている電話相談「子どもの人権110番」には、少年事件や、いじめ・体罰・退学などの学校問題、児童虐待などの数多くの相談が寄せられている。「もがれた翼」シリーズは、こうした現実の事件を通して弁護士が出会った子どもたちの口から実際に出てくる言葉、苦しみを等身大で描き、このような子どもたちを前に、私たち大人には一体何ができるのだろうかという問いを投げかけ続けてきた。

『もがれた翼』作品とテーマ一覧

1994 年	Part.0 「虚構の爆音～俺たち、走ってない～」	少年事件の冤罪
	Part.1 「なぜ退学なの」◆	高校パーマ退学事件
	Part.2 「和子6才、いじめで死んだ」◆	児童養護施設内の人権問題
1995 年	Part.3 「いじめの構図」◆	学校内のいじめ問題
1997 年	Part.4 「凍りつく声」	少年法「改正」問題
1998 年	Part.5 「プライド」	少年法「改正」問題
1999 年	Part.6 「Help Me ～誰か愛して～」◆	虐待被害者の支援
2000 年	Part.7 「とびらの家で」	行き場のない子どもたちの支援と、犯罪被害者の権利保障
2001 年	Part.8 「モーリからの贈り物」	困難をかかえる子どもに寄り添う
2002 年	Part.9 「こちら、カリヨン子どもセンター」	夢の子どものシェルターと、子どものための法律事務所
2003 年	Part.10 「ただいま。」	「カリヨン子どもセンター」の設立に向けて
2004 年	Part.11 「響け、カリヨン」	「カリヨン子どもセンター」始動
2005 年	Part.12 「ひとりぼっち」◆	教育虐待・親子再統合／少年非行・自立援助
2006 年	Part.13 「スペクトル」◆	教育虐待とネグレクト、もがれた翼の取り組み
2007 年	Part.14 「地図のない教室」	学校内のいじめ問題（ネットいじめ）
	特別公演「ひとりぼっち 第1部」◆	少年非行と付添人活動
2008 年	Part.15 「LINK ～あなたが立ち上がるまで～」	リーガルソーシャルワーク、シェルターの取り組み
	特別公演「考える勇気」	被害者の審判傍聴の問題
2009 年	Part.16 「あの橋をわたって」	少年事件（付添人活動）、被害者の審判傍聴
2010 年	Part.17 「雨の記憶」	性的虐待と司法面接
	特別公演「しあわせになりたい」	子どもの貧困問題
	特別公演「とびらを開いて」	少年非行と付添人活動
2011 年	Part.18 「私のあした」	精神不調を抱えた子どもの苦しみ、ハーフウェイホーム

(◆作品は再上演されたもの)

「もがれた翼」の動画を配信中！

「もがれた翼」の動画は、東京弁のウェブサイトから視聴することができる。弁護士と子どもたちによる迫真のお芝居を、動画配信用に特別に編集したものである。ぜひ、ご覧いただきたい。



パート19「教育虐待」上演の案内

さて、今年も、2012年8月25日（土）豊島公会堂にて、もがれた翼パート19「教育虐待」が上演される（昼の部：14：30開場・15：00開演、夜の部：18：00開場・18：30開演）。

タイトルの「教育虐待」というのは造語である。現在、子どものためのシェルター「カリヨン子どもの家」には、とても成績優秀な子どもたちが、心身共にボロボロになって逃げて来るケースが増えている。

彼らは、物心がついてからずっと、自分の意思を封じられ、勉強を強要され、良い学業成績をとることへのプレッシャーに曝され続けている。

そして、120%の力を振り絞って努力しても、成績が少し下がれば、心ない侮辱や暴力を受け、さらに

自由を奪われてきた。

子どもたちは、何かおかしいと感じつつも、親は自分を愛しているからこそ必死なのだ、自分に力が足りないのが悪いのだと信じ、ますますその力を使い果たしていく。そのうち、心身共に疲れ果て、追い詰められて、親から逃げ出して、子どものためのシェルターに助けを求めてきている。

パート19では、そんな教育の名を借りた虐待の深刻さを知ってもらいたいと考えている。

そして、親たちが、これほどまでに子どもたちを追いつめてしまう学力偏重思考の背景として、現在の教育改革の実情も取り上げる。

現在、学校現場においては、学校自体が管理され、競争を強いられている。学校現場は生き残りをかけた過剰な競争に追いつめられており、競争を制するための重要な要素として、学力向上が至上命題とされている。こうした目的達成のために、教職員もそれぞれ厳しく能力を評価され、競わされている。

このような大人たちが余裕を欠いた現場では、子どもたち一人一人の好奇心や学びへの欲求に応えるような、子どもたちを主人公とした教育を実現することは難しい。

他方で、このような競争主義、管理主義の教育から放逐されていく子どもたちもいる。東京都では、教育予算削減を目的に、強力に学校の統廃合が推し進められてきた。

そのような中で、遠くの学校には通わせられない、私立の学校には通わせられない、そんな力のない家庭の子どもたちにしわ寄せが来ている。

パート19を通して、改めて、子どもを中心に置いた、子どものための教育の必要性を訴えたい。

ぜひ、会員の皆さまにも、ご家族とお誘い合わせの上、当日、来場していただくことを願っている。